

View

● 単位民児協会長のための情報誌

No.208



特集

民児協の活性化に向けて

いま、あらためて民児協会長の役割を考える

連載

地域・世代を超えた交流が生まれる場

「みなカフェ・たんぽぽ」の取り組み

information

平成29年度 全民児連事業報告および決算

平成29年度 全国民生委員互助共励事業

実績および決算報告

オタトマリ沼と利尻山

本誌は、全国民生委員児童委員連合会より、民児協活動の充実に向け、全国の単位民生委員児童委員協議会会長に向けて発行している情報誌です(無償)。3部をお送りしており、1部は会長用として、他の2部は単位民児協副会長にご回覧いただく等によりご活用ください。
(市区町村民児協事務局にもお送りしております)

民児協の活性化に向けて

いま、あらためて民児協会長の役割を考える

前回の一斉改選から2年めを迎えました。各地の民児協活動においても、さまざまな実践が重ねられています。本号では、民児協の活性化に向けて、単位民児協会長に期待される役割や心構えなどを、ルーテル学院大学学長の市川一宏氏に解説いただくとともに、具体的な事例を通し、どのように民児協活動を活性化していくのか考えていきます。

百周年活動強化方策から

「民生委員制度百年の実績から学ぶ」

平成29年7月に公表された「民生委員制度創設百周年活動強化方策」では、民生委員・児童委員（以下、民生委員）の百年の活動を総括し、①常に住民の身近な相談相手、見守り役であったこと、②行政の協力者として福祉制度を効果的に機能させるつなぎ役であったこと、③社協や共同募金など民間社会福祉活動の中核であり、推進者であったこと、④住民や地域課題の可視化と住民の代弁者としての提言を行ってきたこと、⑤時代に先駆け、時々の福祉課題の解決に自ら取り組んできたこと、と整理しました。

これらの実績は、もちろん全国各地で行

なわれてきた個々の民生委員の取り組みが積み重ねられた結果であり、また、そこには活動を支えてきた民児協の会長・副会長の献身的な働きがありました。

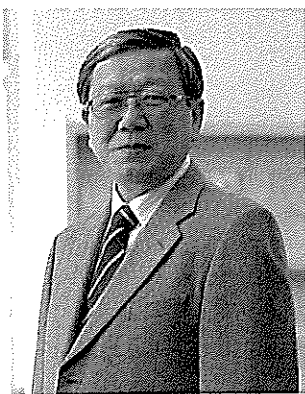
そもそも「民生委員児童委員協議会」とは何か

「民生委員協議会」は、民生委員法第20条において、その設置が義務づけられており、同第24条には、具体的任務として、①民生委員が担当する区域または事項を定めること、②民生委員の職務に関する連絡および調整をすること、③民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡にあたること、④必要な資料および情報を集めること、⑤民生委員をして、そ

■プロフィール

全民児連「これからの民生委員・児童委員制度や活動のあり方に関する検討委員会」委員、「民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会」委員長、『単位民児協運営の手引き』編集委員会委員長。

主な著書：『「おめでとう」で始まり「ありがとう」で終わる人生 福祉とキリスト教』（教文館）



ルーテル学院大学学長
市川 一宏氏

の職務に関して必要な知識および技術の修得をさせること、⑥その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること、が規定されています。

また、民児協は「民生委員協議会」であると同時に「児童委員協議会」でもあります。厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童委員の活動要領」において、「児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知識、技術の向上を図るため、民生委員法第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともに、具体的事例に即した事例研究等を行い、その資質の向上を図るなど、その活動の充実強化を図る。」と規定されています。

これを踏まえ、全民児連が平成28年3月に発行した『単位民児協運営の手引き』（以下、手引き）では、法定単位民生委員児童委員協議会（以下、単位民児協）を、「1人ひとりの民生委員・児童委員を会員とする組織であり、個々の委員活動を支える役割を果たす」としています。また、単位民児協というひとつの組織として、あらかじめ定められた方針に基づき、関係機関等と

も連携しつつ、計画的に実施していくことが必要とし、以下の活動を提起しました。

- ① 地域で相談できない住民等への相談活動
- ② 調査活動
- ③ 住民の代弁者としての提言活動
- ④ 地域住民等の理解を広げる広報活動
- ⑤ 災害時要援護者支援活動

民生委員・児童委員活動の活性化をすすめる民児協運営

民生委員法第25条では、民生委員協議会の会長を選ぶこととしています。『手引き』では、単位民児協会長の役割として次の4つをあげています。

- (1) 活動方針や目標の立案
- (2) 組織体制づくり／全員参加と各委員の特性を活かした体制づくり
- (3) 委員1人ひとりの活動支援
 - ① 委員が活動しやすい内外の環境づくり
 - ② 委員それぞれへの助言・指導
- (4) 関係機関等との連携・協働の中心となる

会長のこれらの役割は、単位民児協の運営をより効果的、機能的に行なうために、組織や仕組みに血を通わせる役割であるともいえます。

なお、単位民児協会長の重要な役割は、定例会の運営であることはいまでもありません。『View』2007号の特集では、定例会を「学び」と「支え合い」の場として、委員同士で気軽に話せる環境づくり、制度理解につながる事例検討の活用、主体的に参加するための工夫、委員全員でつくりあげることの大切さを示しています。

以降、単位民児協会長への期待を具体的に述べていきたいと思えます。

(1) 活動方針や目標の立案

『手引き』に書かれているように、単位民児協においては、活動方針の内容を検討し、そのための組織運営のあり方を含め、「方針」として明記することが必要です。活動方針は、単位民児協がおかれている地域の実情を踏まえ、地域ニーズに即した活動であること、無理のない活動であること、そして協働による事業の実施を念頭において作成することが必要です。そして、活動方針の作成プロセスにおいて、担い手となる各委員の理解と合意が必要であることはいまでもありません。なぜなら、地域のニーズを共有し、互いの役割を理解し、協働した取り組みを行なうことによって、民

生委員活動を委員自身で確認できます。そして、当事者や住民、活動者、行政、社協、社会福祉法人等の関係者も確認することができ、その結果、関係機関との連携が可能になるからです。さらに、日々の活動で迷った時に「方針」に立ち返り、日々の活動を見直したり、次年度の「方針」作成のための振り返りをしたりするのも、活用していただくと思います。

そのためにも、単位民児協会会長には、各委員に対して、活動方針を記載した書類の配布や、定例会において具体的な説明をしていただきたいと思います。

(2) 組織体制づくり

「全員参加と各委員の特性を活かした体制づくり」

『手引き』では、「会長は、委員がその特性を活かしながら一定の役割を担い、主体的に参加できる組織づくりに向けて工夫していくことが大切」とし、主体的に参加できる組織について具体的には、「①各委員が自由に意見を出し合える雰囲気があること、②本来の使命を確認し合い、原点に立ち戻ることができること、③各委員の持ち味を評価し、地域の問題解決のために活用する

という視点を前提に、課題を率直に話し合い、受け止め、一緒に考えることができること、④住民、行政や社協等の関係者との情報交流が密であること」等をあげています。また、全民児連では、平成25年に「民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会報告書」を公表し、民生委員研修のあり方を提起しました。ここでは、以下のような研修を掲げています。

①「発見」「相談」「地域連携」「啓発」「民生委員・児童委員協議会の運営、活動の記録」等の多様な活動をバックアップする研修

②講義とワークショップ等の受講者の参加型研修を組み合わせ、民生委員がスキルアップできる研修

③民生委員が住民の福祉理解を促進し、地域における福祉の向上に寄与する啓発を目的とする研修

④民生委員それぞれが日頃工夫していることを共有し、日々の活動に活かすアイデアを大切にする研修

⑤民生委員が自分の強みと課題に気づき、強みはより強化し、課題は改善していくことのできるそれぞれの持ち味を活かすことができる研修

単位民児協会会長には、民児協内の事例検討等の研修だけでなく、全国、都道府県、ブロック、市区町村研修を組み合わせて委員の研修の機会をつくり、各委員の活動をバックアップしていただきたいと思います。

(3) 委員一人ひとりの活動支援

私は、会長の大切な役割は、まず民生委員の喜びと悩みを受け止めることだと考えています。今日、地域では家族関係、地域関係の弱体化に伴い、孤立死や重い介護負担による高齢者の虐待、貧困等を要因とする児童虐待等、さまざまな課題が起こっています。それらの課題に取り組む民生委員から、たとえばオートロックマンション等に入れないことから、どのような人が住んでいるか把握できない、多様な相談に対してどこまで関わっていいかわからないなどの悩みや、新しい住民や自治会のない地域での住民との関係構築のあり方、子育て中の働く世代との関わり方など、多様な悩みを聞くことがあります。

その一方で、活動を通じて地域福祉について勉強できる、さまざまな人と接することができ、貢献できていることがうれしいという声を聞くこともあります。

ぜひ会長にお願いしたいことは、まずは単位民児協に所属する民生委員の活動実績を評価すること。そして、悩んでいる問題を聞き、その理由や背景を確認し、一緒に問題を解決していくことです。この姿勢から、各民生委員との信頼関係が築かれます。そして、相談する民生委員も、話を聞いてもらうことによって、自分が悩んでいることを整理し、取り組んでいく動機になることが期待できます。

特に、新任委員に対しては、経験の長い委員がフォローを行なうなど、各地区の実情に応じた支援体制の構築が求められます。

(4) 関係機関等との連携・協働の中心となる地域で活動している民生委員は、地域のニーズにもっとも近い場所にいます。それゆえ、ニーズを把握する可能性は大きく、また継続的に見守りを行なっていくという重要な役割を期待することができます。その意味で、民生委員は連携・協働の中心となるということがいえます。しかし、一方で、民生委員が専門職の代わりに困難な問題の解決の中心にならないことが大切です。

さらに、会長は、以下のことに留意していただきたいと思えます。

① 日々の活動のなかでさまざまな課題を抱えている民生委員・児童委員が孤立することのないよう、関係機関がいつでも気軽に相談を受け付け、連携して課題解決に取り組めるよう体制を整えること。

② 会長は、事務局をはじめ関係機関と連携し、民生委員・児童委員が課題を抱えている場合は、委員個人が課題解決の中心とならないよう、関係機関との調整をすすめ、各機関が連携して解決にあたる体制を早期に構築すること。

③ 事務局や関係機関は、各委員に対するバックアップに加えて、民児協に対するバックアップの体制を構築すること。

事例にみる民児協活動の活性化とは

本誌7頁めからは、民児協活動の活性化に向けて取り組んでいる2つの事例を紹介しています。

事例①福岡市の取り組みからは、地域にある資源と連携する可能性を学ぶことができます。地域にある資源とは、「ひと」(当事者、住民、ボランティア、専門職等)、「もの」(組織、施設、サービス)等です。大

学生も加わった見守り訪問活動が広がり、たくさんの「ひと」の思いが結集してきました。ぜひ単位民児協会長には、地域の資源を知り、協力する取り組みを図っていただきたいと思えます。

また向日市の事例②からは、「井戸端会議」という取り組みについて学びました。委員同士互いに情報交換をし、活動の知識を得ながら方法を考え実践することで、活動の意味を学び、活動へのアイデンティティを高めることにつながっています。会長には、「井戸端会議」を通じて、住民のつながりをつくりながら民生委員活動を支える、このような「場」をつくっていただきたいと思えます。

民児協会長の心構え

民児協という組織は、1人ひとりの民生委員・児童委員を会員とする組織であり、個々の委員活動を支える役割を果たすために、相互に支え合い、協力して運営していく組織です。会長だからすべての責任を背負わなければならないのではなく、他の委員と役割分担をしつつ、自らもともに育つという姿勢で会長の役割を果たしていただ

きたいと思えます。

なお、リーダーとしての絶対的な正解はありません。それぞれの状況において、適切な判断や行動ができるか問われています。今までの個人あるいは集団に特徴的な行動パターンを見て、対応策を考えること、さらに将来どのような行動をするか考え、民生委員・児童委員の望ましい姿を描くことが必要です。そのために、リーダー（LEADER）に必要な能力を、次のように考えることができます。

- L = Listen 傾聴能力
(相手の立場に立って聴ける)
- E = Explain 説得能力
(相手がわかる言葉で説得できる)
- A = Assist 共感能力
(相手の身になって支援できる)
- D = Discuss 討議能力
(納得し合えるまで十分に話し合える)
- E = Evaluate 評価能力
(的確に評価できる)
- R = Respond 遂行能力
(期待されたことに応えられる)

リーダーである会長は、こうした能力を

活用し、民生委員・児童委員、主任児童委員が活動しやすい環境をつくり、各委員が困難に直面した時には、一緒に解決策を考えることに努めていただきたいと思います。

民児協会長へのメッセージ

私は、これまで地域で、研修会で、会議で、多くの民生委員にお会いしてきました。私の社会福祉に関わってきた40数年は、困難に直面する人を支えている民生委員の後ろ姿を見ながら歩んだ結果であり、心より感謝しています。

今、貧困、孤立、虐待等のたくさんの方が地域で起こっています。守られながら成長していく幼児の尊い命が奪われ、また未来に向かって希望をもって歩もうとしている若者が閉じこもる。さらに、年老いて、生活のさまざまな困難に直面した時に、助ける人が周りにいない状態は、社会としても避けなければならない。そもそも命が与えられて、「おめでとう」と言われる。そして、人生の最後にあつて、世話をしてくれた人に、「ありがとう」と言う。このような社会が、共生社会であり、それを民生委員がめざし続けたからこそ、制度創設百

年を迎えることができたのです。

アフリカにおいて砂漠の緑化に取り組んでいるNGOの代表は、「森を砂漠にするには、木を切り倒せば1年でできる。そして砂漠を緑化するには、10年、50年、100年かかるかもしれない。しかし、1本の本を植えなければ砂漠を緑化することはできない」と言っています。確かに、1人ひとりの働きは大きなものではないかもしれませんが。

民生委員活動は、地域に1本の本を植えることであり、会長の役割は、それをバックアップすることであると思っています。

『単位民児協運営の手引き』 (平成28年3月版)

日々の民児協運営に際しての参考資料として、平成28年3月に全民児連で作成し、単位民児協に各2部配布しました。

『手引き』には、単位民児協会長の役割をはじめ、単位民児協の組織や活動に関する基本的事項やQ&A、さらに民児協活動に関係が深い制度・施策等に関する用語解説、関係法令等を掲載しています。

実費頒布も行なっております。詳細は、全国民生委員児童委員連合会ホームページ内の民生委員・児童委員専用ページをご覧ください。

(<http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/index.html>)